

郵政民営化委員会（第35回）議事要旨

日時：平成20年1月23日（水） 10：00～11：49

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名出席）

○ 議題1として、前回、前々回に引き続き、郵便事業株式会社の「広告業務及びこれに附帯する業務」の認可申請に関し、調査審議を行った。

まず、前回会合において、郵便事業会社に確認することとなっていた、本件業務に関するアンケート調査により得た個人情報の活用について、事務局より、「個人情報をそのままクライアント企業に渡すことはない」との報告があった。

○ 続いて、前回の論点整理及びこれまでの議論を基に、田中委員長の指示のもと事務局が作成した意見書の案について説明があった。これに対して、全委員とも異論なく同意したことから、「郵便事業株式会社の新規業務に関する郵政民営化委員会の意見」としてとりまとめ、本日中に、総務大臣あてに提出することとなった。

○ 次に、議題2として、前回に引き続き、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の新規業務の認可申請に関し、調査審議を行った。

本件認可申請について、これまでの委員会における議論を踏まえた論点整理について事務局から説明があった。

これに対し、委員からは、

- ・ 金融業界には「暗黙の政府保証」を理由として反対とする声があるが、そのような原理主義的な主張とは決別すべきであり、ゆうちょ銀行をパートナーとして新たな分野に取り組むなどしてほしい。
- ・ 適正な競争関係か否かについては、一様ではなく、新規業務ごとに、当該業務の市場の成長性、事業の規模の経済性、顧客におけるサービスのスイッチングコスト等をきめ細かくみる必要がある。
- ・ 金融商品の仲介業務については、ゆうちょ銀行が行う場合は、郵便局会社が行う場合と異なり、追加的規制がかかる。この趣旨は、銀行一般に、公共性、貸し手としての地位等を踏まえて、当該業務の実施の前に一時停止させ、よく吟味するということに対応したもの。現時点のゆうちょ銀行については、銀行一般のような貸出による優越的地位の不当利用等は問題にならないのではないかと。ただし、いずれ貸出業務を行っていくことも視野に入れて態勢整備を行っていくべき。
- ・ 本件新規業務は、金融二社の新規業務の調査審議に関する民営化委員会の所見の準則に沿ったものといえるのではないかと。
- ・ 顧客の利便性の向上は、郵政民営化の目標のひとつでもあるので、今回の意見書における基本的な考え方に加えるべきであり、業務遂行態勢などの検討にあたって最優先とすべき。
- ・ 住宅ローンの代理業務については、現在の住宅ローンが対象としない層も対象とするとしていること

とからリスク管理に留意することが必要。また、その採算などについてフォローアップが必要。

- ・ 本件新規業務の実施は、今後の試金石であり、業務遂行能力や顧客の利便性向上についてはフォローアップが必要。
- ・ 今回申請された業務に関しては、他の業務への布石となることへの懸念が表明されているが、委員会の調査審議は対象業務ごとに行うのであり、これに連なる更なる新規業務については、その申請が今後あったときに検討すべき問題である。

等の発言があった。

本件認可申請については、本日の議論も踏まえて、今後、意見の取りまとめを行っていくこととした。

○ 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。